

川西市市民体育館等整備に伴う PFI 事業における事業契約の締結について

川西市市民体育館等整備に伴う PFI 事業について、平成 26 年 12 月 19 日付けで事業契約を締結いたしましたので、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第 15 条第 3 項の規定に基づき公表いたします。

平成 26 年 12 月 25 日

川西市長 大塩 民生

1. 公共施設等の名称

川西市市民体育館・市民運動場

2. 公共施設等の立地

川西市向陽台一丁目 11 番 1、34、35 及び 36

3. 選定事業者の商号又は名称

川西市中央町 7 番 18 号

川西市スポーツ・ウェルネス株式会社

代表取締役 北清水 良

4. 公共施設等の整備等の内容

市民体育館の建替え・市民運動場の再整備(設計、建設、工事監理、備品整備及び開業準備を含む。)を行い、施設完成後の維持管理業務及び運営業務を一体的に実施する。

5. 契約期間

自 川西市議会における本契約議案の議決のあった日(平成 26 年 12 月 19 日)

至 平成 48 年 7 月 31 日

6. 契約金額

3,027,490,372 円(内、消費税及び地方消費税相当額 220,382,492 円)

7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、事業契約書の以下の条項の通りである。

第 63 条（事業者の債務不履行等による契約解除）

1 本事業契約締結日以後、本施設の事業者から市に対する引渡しまでの間において、事業者に次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は、事業者に対して通知した上で本事業契約を解除することができる。

- (1)事業者が本事業を放棄し、30 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2)事業者が、本件日程表に記載された工事開始日を過ぎても本件工事を開始せず、市が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにも拘らず、事業者から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないとき。
- (3)設計・建設期間経過後、相当の期間内に本件工事を完成する見込みが明らかに存在しないと市が認めたとき
- (4)事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (5)事業者が、業務報告書及び別紙 11（モニタリング及びサービス購入費の減額について）に記載するモニタリング結果に係る報告書に虚偽記載を行ったとき。
- (6)基本協定書の当事者（市は除く。以下本条において同じ。）が、本事業契約に関して、独占禁止法第 49 条第 1 項に基づき排除措置命令を受け、同法第 49 条第 7 項により当該排除措置命令が確定したとき、当該排除措置命令を受けた者が同法第 49 条第 6 項に基づく審判請求を行った場合において、当該審判請求が同法第 66 条第 1 項の規定に従い審決で却下され、同条第 2 項の規定に従い審決で棄却され、若しくは同条第 3 項の規定に基づき当該排除措置命令にかかる違反事実が存在したことを内容とする審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき、又は、同法第 49 条第 1 項に基づき排除措置命令を受けた者が同法第 49 条第 6 項に基づき審判請求を行った場合において、その者が同法第 52 条第 4 項の規定に従い当該審判請求を取り下げ、同条第 5 項の規定に従い当該排除措置命令が確定したとき。
- (7)基本協定書の当事者が、本事業契約に関して、独占禁止法第 50 条第 1 項により課徴金納付命令を受け、同法第 50 条第 5 項により当該課徴金納付命令が確定したとき、当該課徴金納付命令を受けた者が同法第 50 条第 4 項に基づき審判請求を行った場合において、当該審判請求が第 66 条第 1 項の規定に従い審決で却下され、同条第 2 項の規定に従い審決で棄却され、若しくは同条第 3 項の規定に基づき審決を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法

第 77 条第 1 項に規定する期間内に提起しなかったとき、又は同法第 50 条第 1 項に基づく課徴金納付命令を受けた者が第 50 条第 4 項に基づき審判請求を行った場合において、その者が同法第 52 条第 4 項の規定に従い当該審判請求を取り下げ、同条第 5 項の規定に従い当該課徴金納付命令が確定したとき。

(8)基本協定書の当事者が、本事業契約に関して、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、棄却し、又は独占禁止法の違反事実が存在したことを内容とする判決が確定したとき。

(9)基本協定書の当事者又はその使用人その他の従事者について、本事業契約に関して、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき、基本協定書の当事者又は基本協定書の当事者のいずれか者の代表者、役員若しくは使用人について、独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(10)前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めるとき、又はその他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると市が認めるとき。但し、要求水準を満たしていない場合の契約終了の手續は別紙 11 に従う。

2 本施設の引渡し前に前項により本事業契約が解除された場合、事業者は、別段の合意がない限り、市に対して、施設整備費（割賦金利を除く。）に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の 10%に相当する金額を違約金として支払う。但し、市が第 74 条に基づく契約保証金又は履行保証保険金を受領している場合にはこれを違約金に充当する。

3 市は、本施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができ、当該出来形部分の買受代金と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。この場合、相殺後の残額がある場合、市は次の「支払方法」から選択して支払う。

解除前の支払スケジュールによる。

解除前の支払スケジュールから市の支払いが遅れる場合には、遅延期間に対して支払時点までの金利を付した上で一括払いによる。

解除前の支払スケジュールを超えない範囲で市が選択する分割支払スケジュールによる。（ の場合に付される金利について市と事業者が協議する。）

4 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、市は本施設の出来形部分を買受ける場合には、当該出来形部分の買受代金と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

5 第 3 項の場合において、市が本施設の出来形部分を買受けない場合、事業者は、

自らの費用と責任により、本件土地を原状(更地)に回復した上で市に引き渡さなければならない。

第 64 条 (市の債務不履行等による契約解除)

- 1 本事業契約締結日以後、本施設の事業者から市に対する引渡しまでの間において、市が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本事業契約を解除することができる。但し、市は、本施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けるものとする。
- 2 本条においては、前条第 2 項前段の違約金に関する条項は適用されない。
- 3 市は当該出来形部分に相応する代金の支払いについては、前条第 3 項の「支払い方法」から選択して支払う。
- 4 第 1 項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、事業者に対し、当該解除により事業者が被った損害及び合理的な増加費用を賠償する。
- 5 本条は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、事業者が第 1 項記載の市の出来形部分の買受金額以上に市に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。

第 65 条 (事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し)

- 1 本施設引渡時以降において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市は事業者に対して相当の期間を定めて事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知する。この場合、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないときには、市は、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号、その後の改正を含む。)第 13 条に定める手続を行った上で、本指定を取り消し、維持管理・運営業務の全部を終了させることができる。

(1)事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が本施設について、連続して 30 日以上又は 1 年間にわたり、要求水準書等、維持管理業務計画書及び維持管理業務年間計画書並びに運営業務計画書及び運営業務年間計画書に従った維持管理業務又は運営業務を行わないとき。

(2)事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。

(3)第 63 条第 1 項第(4)号から第(10)号に掲げる事項が発生した場合

- 2 市は、前項による本指定の取消し後も、本施設(本件備品等を除く。)の所有権を保有する。なお、本件備品等に関しては、第 40 条第 2 項に従い市に所有権が移転されていた本件備品等については、市が、前項第 1 号による本指定の取消し後も、その所有権を保有し、第 40 条第 3 項に従い事業者が所有権を保有していた本件備品等及びリース方式により調達をしていた本件備品等については、事業者は、第 41 条の規定に従い、市に所有権その他の権利を移転し必要な措置を講じなければならない。

3 本施設の引渡し(市民体育館引渡し)後に第1項により本指定が取り消された場合、事業者は、維持管理・運営業務履行の対価に相当する維持管理・運営費(サービス購入費B)の一年間分に相当する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の10%に相当する違約金を市に支払わなければならない。但し、市が第74条に基づく契約保証金又は履行保証保険金を受領している場合には、これを違約金に充当する。第1項に基づき本指定が取り消された場合のサービス購入費の取扱いは以下のとおりとする。

(1)サービス購入費のうち施設整備費の残額がある場合、市は次の「支払方法」から選択して支払う。

本指定の取消し前の支払スケジュールによる。

取消し前の支払スケジュールから市の支払いが遅れる場合には、遅延期間に対して支払時点までの金利を付した上で一括払いによる。

本指定の取消し前の支払スケジュールの残存期間を超えない範囲で市が選択する分割支払スケジュールによる。(の場合に付される金利について市と事業者が協議する。)

(2)事業者がすでに維持管理業務又は運営業務を開始している場合、市は本指定が取り消された日までに事業者が履行した維持管理・運営業務の対価として維持管理・運営費に相当する金額を支払う。

4 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について事業者に損害賠償請求を行うことができ、市は前項に基づくサービス購入費のうちの施設整備費の残額と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

第66条(市の債務不履行による指定管理者の指定の取消し)

1 本施設引渡時以降において、市が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は市に対して本指定の取消しを求めることができ、市はかかる取消しの求めに応じて、本指定を取消す。

2 前条第2項は、本条の場合においても適用する。

3 第1項により本指定が取り消された場合、市は、サービス購入費等当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ年2.9%(但し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じて変更する。)の割合で計算した額を事業者に対して遅延損害金として支払う。第1項に基づき本指定が取り消された場合のサービス購入費の取扱いは前条第3項のサービス購入費の取扱い(第(1)号細目を除く。)を適用する。

4 市は、事業者に対し、当該本指定の取り消しにより事業者が被った損害及び合理的な増加費用を賠償する。

5 本条の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、事業者が前項の記載の

金額以上に市に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。

第 67 条（法令変更又は不可抗力による契約の解除）

本事業契約締結日以後、本施設の事業者から市に対する引渡しまでの間において、第 75 条第 2 項又は第 77 条第 2 項に基づく協議にも拘らず、本事業契約の締結後における法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が困難又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると市が判断した場合、市は、事業者と協議の上、本事業契約の全部を解除することができる。

また、同様の事態が客観的に認められる場合、事業者は市に対して本事業契約の全部を解除することを求めることができ、市はかかる解除の求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本事業契約の全部を解除する。但し、市は、本施設の出来形部分が存在する場合、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けるものとする。これらの場合、市は当該出来形部分に相応する代金を第 63 条第 3 項の「支払方法」から選択して支払う。

第 68 条（法令変更又は不可抗力による指定管理者の指定の取消し）

- 1 本施設引渡時以降において、第 75 条第 2 項又は第 77 条第 2 項に基づく協議にも拘らず、本事業契約の締結後における法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が困難又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると市が判断した場合、市は、行政手続法第 13 条に定める手続を行った上で、本指定を取り消し、維持管理・運営業務の全部を終了させることができる。また、同様の事態が客観的に認められる場合、事業者は市に対して本指定の取消しを求めることができ、市はかかる取消しの求めに正当な理由があると認めるときは、当該求めに応じて本指定を取消す。
- 2 第 65 条第 2 項は、本条の場合においても適用する。
- 3 第 1 項に基づき本指定が取り消された場合のサービス購入費の取扱いは第 65 条第 3 項のサービス購入費の取扱い（第(1)号細目 号を除く。）を適用する。
- 4 市は、事業者が維持管理業務又は運営業務を終了させるために要した費用を負担し、その支払方法については市及び事業者が協議により決する。

第 69 条（指定管理者の指定の取消しに伴う本事業契約の終了）

市が本条例又は本事業契約に定める条件に従い本指定を取り消した場合、本事業契約は、他に特段の手続を要せず、当該指定取消しの効力が生ずると同時に当然に終了する。

8. 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項については、事業契約書の以下の条項の通りである。

第70条（事業関係終了に際しての処置）

- 1 事業者は、本事業契約が終了した場合において、本施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件（維持管理・運営受託者等の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、事業者に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、市の処置について異議を申し出ることができず、また、市が処置に要した費用を負担する。
- 3 事業者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかんに拘らず、直ちに、市に対し、本施設を維持管理、運営するために必要な全ての資料を引き渡すものとする。なお、引き渡す資料は、市と事業者の協議により決定するものとする。